

2 1 健康福祉に関する基金事業について

(財務省、厚生労働省、内閣府)

【内容】

- (1) 子育て支援対策基金（国基金名：安心こども基金）については、待機児童の早期解消を図るため、更なる実施期間の延長を行うとともに、保育所緊急整備事業の市町村及び事業者の費用負担の軽減を図るなど、基金を活用しやすい制度とすること。
- (2) 地域医療再生事業については、医師確保対策など継続的・計画的に実施していく必要があることから、実施期間の延長と基金の積み増しを図ること。
- (3) 医療施設耐震化等に関する事業については、必要性・緊急性が高いことから、事業目的を達成するまでの間は、実施期間の延長と基金の積み増し、又は国庫補助制度により対策の充実を図ること。
また、地域自殺対策に関する事業についても、相談支援事業や普及啓発事業等の継続的な実施や、自殺未遂者など自殺ハイリスク者対策を推進する必要性から、実施期間の延長と基金の積み増しを図ること。
- (4) 緊急雇用創出事業基金で行っている福祉・介護人材の確保については、長期的に実施する必要があること、また、東日本大震災の被災者の生活再建支援については、引き続き実施する必要があることから、実施期間の延長と基金の積み増しを図ること。
- (5) 健康福祉に関する基金事業については、基金の事業目的に応じて必要な期間を設定するとともに、実施期間の延長や対象事業の変更等については、自治体に事前に連絡し、十分に協議の上、決定していくこと。

(背景)

子育て支援対策基金（安心こども基金）については、一部事業を除き実施期間が延長され、平成25年度までとされたところであるが、依然として待機児童がおり、保育所緊急整備事業を始めとして、継続的、計画的に事業を進めるため、実施期間の延長を行う必要がある。

あわせて、事業の推進にあたり、市町村及び事業者の費用負担の軽減を図り、基金を活用しやすい制度とする必要がある。

地域医療再生基金については、平成24年度国補正予算により拡充が図られ、平成25年度までに開始した事業については平成27年度までの事業継続が可能となった。地域枠定員増に伴う奨学金事業を始めとした医師確保対策などを継続的・計画的に進める必要があるため、実施期間の延長と基金の積み増しを図る必

要がある。

地震発生時の適切な医療提供体制の確保を図るうえでの医療施設の耐震化等については、必要性や緊急性の高い事業であり、事業目的を達成するまでの間は、実施期間の延長と基金の積み増し、又は国庫補助制度により対策を講じていく必要がある。

また、平成24年の警察統計による自殺者数は、急増した平成10年以降最も少なくなったが、依然として1,500人前後と高止まりの状況にあり、地域自殺対策を継続的に行っていくうえで、実施期間の延長と基金の積み増しを図る必要がある。

緊急雇用創出事業基金で実施している、福祉・介護人材確保対策事業は今後長期に渡る課題であり、事業効果を検証しながら必要な対策を講じていく必要があること、また、東日本大震災の被災者支援について、今後孤立死等の問題が顕在化する可能性があるため、実施期間の延長と基金の積み増しを図る必要がある。

平成21年度から24年度までの国の補正予算、予備費において創設・拡充された交付金による健康福祉に関する基金事業は、そのほとんどが平成25年度まで1年延長とされたが、事業目的を達成するには、長期間で計画的に実施すべき事業も多い。

そのため、基金の事業目的に応じて必要な期間を設定する必要がある。また、実施期間の延長や対象事業の変更等については、自治体に事前に連絡し、十分に協議の上、決定していくことが必要である。

(参 考)

健康福祉に関する基金事業一覧

国交付金名	事業期限	県基金名	要望事項
子育て支援対策臨時特例交付金	平成25年度 (一部29年度)	子育て支援対策基金	基金制度の見直しと実施期間の延長
介護職員処遇改善等臨時特例交付金	平成25年度	介護職員処遇改善等臨時特例基金	国の財政措置により恒久的な制度として確立()
地域医療再生臨時特例交付金	平成25年度 (27年度まで繰越可)	地域医療再生基金	実施期間の延長・基金の積み増し
地域自殺対策緊急強化交付金	平成25年度	地域自殺対策緊急強化基金	実施期間の延長・基金の積み増し
医療施設耐震化臨時特例交付金	平成25年度	医療施設耐震化支援基金	実施期間の延長と基金の積み増し、又は国庫補助制度による対策の充実
社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金	平成25年度	社会福祉施設等耐震化等支援事業基金	
介護基盤緊急整備等臨時特例交付金	平成25年度	介護基盤緊急整備等臨時特例基金	
緊急雇用創出事業臨時特例交付金	平成25年度	緊急雇用創出事業基金	実施期間の延長・基金の積み増し

()福祉・介護人材の処遇改善に関わる部分については報酬改定により措置済。